

# 法教育推進協議会（第4回）議事録

日 時 平成18年2月22日（水）  
午後2時～午後4時35分

場 所 法務省地下1階大会議室

## 議 事

土井座長 それでは、所定の時刻になりましたので、法教育推進協議会の第4回会議を開会させていただきます。

まず最初に、本日の配布資料の確認を事務局の方からお願いいたします。

吉村参事官 それでは、配布資料の確認をさせていただきます。

資料1は、「小学校における法教育の実践 - 社会科における法資料の教材化への取り組み - 」でございます。後ほど千葉大学教育学部附属小学校の向井先生が御報告でお使いになるものでございます。

資料2は、「千葉大学教育学部附属・連携研究の取り組み - 小学校でもできる、『裁判員制度』体験プログラムの開発をめざして - 」というものでございます。これは後ほど千葉大学教育学部の戸田助教授が御報告でお使いになる資料でございます。

資料3は、「プロジェクト・ベース学習による教員の法感覚育成プログラムの開発 - 成果と課題 - 」ということで、同じく千葉大学教育学研究科上杉教授がおつくりになられたものでございます。後ほど羽間委員から御報告がございます。

資料4は、「学校教員への法教育研修の拡大のために検討すべき課題」でございます。これも羽間委員から後ほど御報告がございます。

資料5及び6は、文部科学省の関係資料でございます。資料5は「中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会審議経過報告（骨子）」、資料6がその「審議経過報告」でございます。後ほど文部科学省の御担当官から御説明をいただく予定となっております。

資料7は、「裁判員教材のあり方について（中間まとめ）（案）」でございます。裁判員教材作成部会において御議論いただいた内容で、本日御議論いただく資料でございます。

また、本日は、内閣府から御説明をいただく予定となっております。その関係の資料といたしまして3つほど御準備いただいております。1つ目は、「消費者基本計画」の閣議決定でございます。2つ目は、「消費者基本計画が誕生いたしました」というパンフレットでございます。3つ目は、「消費者教育の体系化」と題する報告でございます。これは後ほど内閣府の御担当官の方から御説明いただく予定となっております。

事務局からの説明は以上でございます。

土井座長 どうもありがとうございます。

それでは、さっそく本日の議事に入りたいと思います。本日は、まず最初に、千葉大学教育学部における法教育の取り組みについて御報告をいただきます。千葉大学では、従来から法教育に熱心にお取り組みいただいております。この推進協議会の前身である法教育研究会におきまして、千葉大学から嶋津教授においでいただいて、法教育についてお話を伺ったことがございます。その後、推進協議会には羽間委員にお入りいただきまして、千葉大学教育学部を挙げて法教育への取り組みを行っていただいておりますが、今般その成果について御報告をいただくことになりました。

それでは、まず最初に羽間委員の方から、千葉大学教育学部での取り組み全般について、俯瞰的に御報告をいただきたいと思います。なお、質疑応答、意見交換につきましては、千葉大学の取り組みすべての御報告をいただいた後に、まとめて行いたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

それでは、まず羽間委員の方から、よろしく願いいたします。

羽間委員 羽間でございます。

それでは、端的に御説明申し上げたいと思います。

前々回の協議会の席でお話申し上げましたが、平成17年度には4つの柱をテーマとして法教育のプロジェクトを推進してまいりました。

1つ目が、教育学部附属小・中学校における法教育の授業実践の継続と教材開発でございます。この成果につきましては、本日、教育学部附属小学校の向井教諭、そして教育学部の戸田助教授からお話申し上げたいと思います。

2つ目が、高度情報社会と法のあり方について、高等学校の教科、情報の一環としての授業実践と教材作成でございます。このテーマにつきましては、10月に一度、高等学校ではなく、小学校の授業のあり方について、本協議会のメンバーの方々にも御来校いただきまして意見交換をいたしました。そして現在、教材開発を実施しております。また高等学校では、一度授業を実践いたしまして、それをもとに、カリキュラムを考え直しているところでございます。

3つ目が、現職教員を主たる対象とする大学院における体験的、問題解決的な法理解と学校現場での授業企画でございます。この点に関しまして、後ほど私の方から、本プロジェクトを実施した大学院教育学研究科の上杉教授の代理としてお話を申し上げます。

4つ目が、平成18年度に第11回を迎えるディベート甲子園と連携した、中・高ディベーターと考える裁判員制度（仮題）の企画・立案検討でございます。これに関しましては、平成18年度、ディベート甲子園で裁判員制度を取り上げるということが決定いたしております。現在、どのようにやっていくかということを検討している途中でございます。

以上、簡単に概略を申し上げます。

土井座長 どうもありがとうございます。

それでは、続きまして千葉大学教育学部附属小学校の向井浩二先生から、小学校中学年における法教育のあり方につきまして、授業実践も含めて御報告いただきたいと思います。

向井先生、よろしく願いいたします。

向井教諭 附属小学校の向井です。よろしく願いします。

お手元の資料1の1枚目をご覧ください。先日、千葉大学教育学部附属小学校では、2日間にわたりまして教育フェアを開催いたしました。一番後ろのページにその御案内の文書がありますが、公開授業、ワークショップ、セミナー、講演などを行いました。日程を見ていただきたいんですが、1日目は公開授業のみです。午後2時から、私も社会科の授業として、法教育関係の授業をやらせていただきました。2日目は朝から、千葉大学教育学部附属小学校の社会科部のワークショップをやらせていただきまして、その後、隣に今座っていらっしゃいます戸田先生によるセミナーが10時半から行われました。そのあと1時から、日本の各地で非常に実践がすぐれている学校を附属小学校にお呼びしまして、そちらの方の実践のワークショップ、そして最後に、奈須先生の講演を開きまして2日間の日程を終えました。

では、最初の1ページ目をご覧ください。

社会科部は、3年前からずっと、法教育という直接的なテーマではないんですが、社会的な物の見方や考え方を育む社会科学習ということで、サブテーマに法資料の教材化を通してということで取り組んでまいりました。法そのものを教育することが目的ではなくて、社会

的な物の見方や考え方を映す一つの見方，ものさしみたいなものを，法という視点を入れていこうという考え方です。

1 ページの真ん中下の方に，「法を社会認識の手段ととらえる」とありますが，従来小学校の社会科では，人物学習中心で授業が行なわれていました。歴史関係や政治関係から入っていくやり方，経済関係から入っていくやり方，あと6年生あたりで一番最後に，世界の紛争地域の方から社会を見るというやり方あるんですが，従来今まで法を通して社会を見ていくという見方が，余りされてきませんでした。というのも，教師の方がそういう考えを持って余り社会科の授業に取り組んでこなかったという，これは反省点です。本来ならば，そういう視点を持って取り組んでこなればいけなかったんですが，附属小学校では，今回あえてこれを意識的に，ともかくいろいろなあらゆるものを法を通してもう一度見ていくことによって，どのように社会科の授業がよりよく分かっていくかということで，3年前から取り組んでまいりました。

なぜ社会科で今，法なのかというのは，皆さんはもう御存じだと思いますが，裁判員制度の導入，中等教育機関への法学習の導入，本校の研究主題とのかかわりということで，附属小学校では3年前からずっと取り組んでいます。この3年間で教材化された法は，そこに書いてあるとおり，6年生がやはり一番多いです。3年前に，6年の担任の方が初めて法教育関係の授業をやりました。その後，だんだん5年生，4年生，そして私が今年3年の担任ということで，ついに3年生の実践まで積み重ねてきたというところです。一応，社会科の学習の全学年の法教育関係の授業ができたというふうになっています。

次のページ，2 ページ目をご覧ください。附属小学校では，「法資料を通してつきたい力」ということで，A から D 4 までのステージが4つあります。A が1・2年生，B が3・4年生，C が5年生，D 1 から D 4 までが6年生の段階で，この学習を通してつきたい力と位置づけています。

今回，私が今から皆さんに紹介する授業は，B 段階のものです。B 「法（身近なきまり）に気づかせることにより，社会的事象を自分の生活や自分自身との関わりで見たり考えたりすることができる」という授業を教材化したものが，今からビデオをお見せするものです。

次のページ，「3年2組社会科学学習指導案」をご覧ください。3年生の社会科の授業で「くらしをまもる」という単元があるんですが，従来は消防署関係とか，それから警察関係の学習をしていました。ここをあえて発展的な学習というふうにとらえまして，最近世の中で非常に騒がれています「不審者に対する自分たち自身のルールづくり」というところに視点を当てて授業を組んでみました。

次のページをご覧ください。実際の授業の流れです。ちょっとこれに沿って今からビデオをご覧くださいと思います。ではよろしくお願いします。

（ビデオ開始・授業）

前時の学習の振り返りの場面です。前時は，関係諸機関のいろいろな取組みの様子を勉強しました。

これは，黒板がタッチパネル式で画面がどんどん変わるというものです。これは，直接インターネットにつなげまして，千葉県警では不審者に対する情報を公開しています。それを今確認しているところです。昨日に比べて増えているかどうかというのを確認しています。

次の段階に移りました。関係諸機関が一生懸命これだけ自分たちの身を守ってくれている

のに、自分たちの実際の通学時の注意力とか、歩き方はどうかというのを問いかけています。

附属小のPTAの保護者たちが、自主的に安全ウォッチングというのをしてくれています。歩き方とか、電車内とか、バスの子どもの様子を見てくれています。それを「君たちはこういう状態で普段過ごしているんだよ。」ということで、子どもたちに投げかけました。

いざルールをつくる時には、対立するような考え方があるようです。今発言している子は、自分の好きな美容室のチラシをもらいたいんだけど、私の方が、チラシとかをむやみにもらってはいけないということをお話したのでどうしたらいいかと葛藤しています。このところから結構授業を取り上げると、面白くなったのではないかなというふうに、後で反省しました。

次の段階に授業は移っています。関係諸機関の働きに対して、自分たちが余りにもふがないということで、4つしかないルールを自分たちでつけ加えていこうと、その検討段階に入っています。

今、子どもたちがプリントに書いています。足りないもの、それから再確認するもの等を書いていきます。書き終わった子どもから、席を立てて発表する段階に入ります。

これは来年のルールブックに載せてあげるよということをお約束しまして、自分たちで新たにつくっていかうと呼びかけました。

「子ども110番の家」というのは、多分どこでもあるかと思うんですが、実際にはどこにあるかというのを子どもが把握していないということが大きな問題点なので、今回、こういうところに具体的にあるよということをルールブックに入れようということです。

最後の段階として、これをぜひ全校のルールとして取り上げたいという発表段階です。

最後の授業の感想の発表段階です。時間が足りなくて、子どもたちはまだ言いたいことがたくさんあったんですけども、どうしても次の協議会の時間もあるということで、延長するわけにいかなかったんで、次の日にこの続きをやりました。

(ビデオ上映・協議会)

すぐこの後に、別室にて協議会が行われました。

ここで提起された問題点は、大きく分けて2つあります。1つ目は、授業に対する課題として、発達段階に応じた目標と内容の設定をどうしていくかという、これは大きな課題ではないかなと思います。ルールとかモラル、それらの違いを3年生段階で教えた方がいいのか、いけないのかとか、意見はそういうふうなものが多く出ました。

次、2点目になります。これは社会科の中で、法という目的が違うものが2つ同居した授業というのは成立するのかという、単純に言うとそういう質問です。

実際には1時間近く協議会が行われたんですが、大きく分けてその2点です。

(ビデオ上映・ワークショップ)

これが2日目になります。教育フェア2日目の本校のワークショップです。皆さんのお手元にあるページでいうところの5ページから、6、7、8と続いているものを模造紙大に拡大して掲示したもので、ワークショップを行いました。

これは約1時間半の時間をとりまして、参観者が自由にいろいろな部会を回って、それぞれの興味のあるところの授業実践を聞くということです。

(ビデオ終了)

ありがとうございました。

資料1のP5～8については、何故このような資料をつくったかといいますと、実際、教師たちは法教育という構えてしまうんですね。特に小学校の先生たちはそうなのですが、「私は専門的な知識が全然ない」、「法教育をやれと言われてもできない」というふうに構えてしまうんです。「そうじゃないんですよ」、というのを今回のこの教育フェアで伝えたくて、この4枚の資料をつくりました。「こういうふうに考えていくと、法を通した社会科の授業ができるんですよ」というふうな提案です。

実際に、法教材化の手順もインターネットを使って、こういう法令を調べて、そしてこういう考え方で授業をこう組むと、今までだったら一般的な授業の流れが8ページにあるような、この左側にあるのが一般的な授業の流れなんですけれども、こういうふうに社会の物の見方や考え方がより深まるような教材ができますよというふうな提案です。実際は、これを模造紙大に大きくして、先ほどの広い部屋で、参観に来られた興味のある先生が質問されたのに対して、私がこういうような答えをするというワークショップです。

では、一番最後をご覧ください。私はまだ附属小に来て2年目です。2年目でもいろいろな授業をやってきたんですが、やはり2点、協議会の方で出されたことについては、重く受けとめています。

1つ目が、発達段階に応じた目標と内容の設定は、本当にあれで適切だったのかなということ、まだまだこれから検討を加えていかなければいけないと考えています。ルールやモラル、そして決まりの違いを認識させる必要があったのではないかという意見と、いや、3年生段階はその必要はないんじゃないかという意見、いろいろな意見が出されました。今後はより多くの実践事例を重ねていって、解決していかなければいけない重要な問題かなというふうに考えています。

2点目は、法教育を取り上げる教科のすみ分け、あるいは連合という考え方で、要するに、実際に法教育という教科はないんですね。小学校は総合的な学習でやったりとか、社会科でやったりとか、家庭科でやったりとか、そういうそれぞれ教師が目的が近いところの教科に合わせて、授業をしているというのが現状です。ただ、附属小はなぜ社会科にこだわっているかということ、一番社会が法というのを、社会を映す鏡と先ほど話しましたがけれども、社会科でやっていくことが自然な形で、しかも時数的に非常に多いんですね。3年生から6年で、1週間に2回か3回は必ず授業があります。そういう中で、法ということを意識して取り組んでいくことによって、打ち上げ花火的な法教育ではなくて、日常的に着実と積み重ねていく授業ができるということで、社会科にこだわって授業を進めてきました。

ただ、協議会での発言を聞く限りでは、ともかく「もっと法教育らしい授業を見せてくれるのかと思った」、「これは単なる社会科とどこが違うんですか」というような意見もたくさん聞かれました。ですから、やっぱり社会科を通して法教育をやっていくのも一つなんですが、やはりこれからはもっとウイングを広げているいろいろな場面、例えば模擬裁判的な授業とか、そういう部分も考えていかなければいけないかなというふうに思います。これからちょうど私は、千葉大の大学院の方で2年間勉強させていただくことになりましたので、その辺の方をきちんと勉強していきたいなというふうに考えています。

今、考えているのは、社会科を柱にして、これはあくまでも柱として位置づけて、道徳とか学活とか、家庭科とか、総合的な学習の中で時間を上手に使って子どもたちにとって望ましい法教育の研究を追究していきたいなと思っています。

ただ、一つだけ私が肝に銘じておかなければいけないなと思うことがあるんですが、かつて視聴覚教育とか放送教育、つい最近では情報教育関係もそうだと思うんですが、教育方法論全盛の時代があったんですけども、そういうすぐれた理論とか実践がなかなか教室に根づかないんですね。それはなぜかと言うと、コンピューターならコンピューター室、あるいは放送教育だったら放送教育用の特別な教室とか、特別な指導方法によって授業が行われているので、みんなが熱くなってそちらを向いているときはいいんですけども、やはり教科の中に位置づいていないと、熱が冷めたときには、一気にさあっと誰もやらない、コンピューター室も誰も使っていないというような、今はそんなことはないですけども、そういう状況も考えられてしまうんですね。

ですから、やはり小学校においては、通常の授業の中で継続的に法教材を取り上げて、法的センスとか、バランス感覚を養っていくことが大切かなというふうに考えていますので、単に「私は模擬裁判を1年に数回特別にやりました」、というようなことを言うような先生ではなくて、着実に通年を通して法教育の授業を一般化、教材化できるようにしていくことが、これからの大きな仕事かなというふうに考えています。

ぜひ大学院の2年間で、その辺をきちっとまた皆様の方に報告できるように頑張っていきたいと思います。

どうもありがとうございました。

土井座長 貴重な御報告をありがとうございました。

それでは、続きまして千葉大学教育学部の戸田善治助教授から、小学校でもできる裁判員制度体験プログラムの開発につきまして、授業実践も含めて御報告いただきたいと思います。

戸田先生、よろしくをお願いします。

戸田助教授 千葉大学の戸田でございます。

向井先生はじめ附属小学校の先生方、あるいは附属中の先生方と、ここ数年連携研究という形で特に法教育、法教材というものに焦点を当てて研究を進めております。

中心的な役割を果たしたのは大学院生でして、千葉大学大学院の必修の授業に授業研究というものがあります。単位をとらなければ卒業できないということになっておりまして、そこで大学院生とともにというより、むしろ大学院生が中心になって実際の研究を進めたものを、今回私が発表させていただきます。

千葉大学の法経学部の嶋津教授とここ数年ずっと共同研究しておりましたが、そこで幾つかの裁判事例を扱った教材をつくってまいりました。ただ、実際に教材づくりをされたのは、嶋津先生であったり、嶋津先生のゼミ生であったり、あるいはロースクールの学生であったりという、法律の専門家が実際に裁判記録を調べまして実際のプログラムをつくってまいりました。それですと、やはり専門家じゃないとできないのではないかとということもありますので、法律に関しては素人であるけれども、一応教育の専門家がつくるとどうなるのか。実際に教育の専門家がつくっていくプロセスですね。どうやったらつくっていただけるのか。ここで、副題で「小学校でもできる」という書き方をしておりますが、実際の意味は、小学生でも実際に体験できるプログラムをどう開発するかという意味が一つ、もう一つが、「小学校の先生でも実際にこういうプログラムをつくっていくことが可能なんですよ」という意味合いの、2つの意味を込めて進めております。

今回取り上げましたものは、窃盗事件、空き巣事件なんですが、刑事裁判ということで

我々自身が「事実の認定」と「無罪推定の原則」というこの2つを柱にして、子どもたちが裁判員制度が体験できるようなプログラムをつくれないうか、というふうにもまず考えました。

2ページに移っていただきたいんですが、実際の裁判員制度だと凶悪な犯罪ということになっていますが、小学生を対象にして、殺意の認定とかという話もできないことはないんだけれども、「事実の認定」とか「無罪推定」ということであれば、別に殺人とか、強盗傷害である必然性はないだろうということで、今回は窃盗事件ということにしました。それから、本物の事件を持ってこることが、やはり子どもたちにとってはやる気になるだろうということで、「これは実際にあった本当の事件で、本当に裁判が行われたものなんですよ」ということは子どもたちにも伝えました。

それから、実際に取り上げた事件は、佐賀の地裁と福岡高裁の二審までの判決が出たものなんですが、一審と二審で判決が違っていています。一審の場合は状況証拠によって事実を認定して有罪判決、二審の場合は「無罪推定の原則」を貫いて無罪になったという論文がジュリストに載っておりまして、それを千葉大学教育学部の法律学の専門の教授から紹介されまして、これで作ってみようということで我々が作り上げました。

一番最初にやりましたのは、やはりこの事件そのものをどう分析するかということでして、大学院生等に佐賀地裁、福岡高裁まで行ってこいと。ちょっと過度な要求をしたので、実際には長期研修生という方が、現職の先生が千葉大に来られておりまして、その方が行く用件があるということで行っていただきました。その結果、結局我々素人だと見つけることができなかったということで、結局ジュリストに載っている資料に基づいて、我々がかなり脚色をしております。

例えば、デパートにお歳暮を買いに行ったという被告の証言があるんですが、だったら、そのデパートは一体どういう名前なんだろうと調べますと、佐賀駅前にデパートは存在しませんでした。事件があったのが、もう五、六年前なので、デパートが潰れたのかどうか、ちょっと分からないんですが、だったらこれはタマヤデパートという名前、どうしてそういう名前になったのか院生に聞かないと分からないんですが、そういう形である程度創作を交えながら、しかしながら実際にあった裁判に基づいてつくってまいりました。

次に、4ページをご覧くださいなんですが、実際に裁判員制度プログラムをつくり出すときに、法務省が作成いたしましたPRビデオとあと映画、それから弁護士会等のビデオ等々の資料をいただきまして、それに基づきまして裁判員制度というのは多分こういう形で進むのだろうという形で、それに基づいてつくってまいりました。

あと、シナリオ、ワークシート等を実際につくりました。そのシナリオというのが、5ページ以降なんですが、こちらで台本をつくりました。この台本を実際に小学生の前で、大学院生が演じるという形で、裁判員制度体験をするという形にしました。

実際の授業なんですが、10ページ以降に指導案を掲載しております。小学校6年生で裁判とか裁判所の学習はするんですが、裁判員制度そのものについての学習する内容はありませんので、4時間扱いにしまして、1時間目、2時間目で裁判とか裁判員制度というものがどういうものなのかという話をしました。それから、実際にこの事件がどういうものなのかという概要を説明しました。その資料を後ろの方に掲載しております。

資料2の34ページ以降に「裁判で扱われる事件の流れ」という、ページが付いていない簡単な資料があるんですが、「こういう事件でつかまった人が裁判にかけられたよ、さあ、

あなたは現時点でどう思いますか」という質問をしました。いろいろな意見が出てきて、「警察につかまって、しかも裁判にかけられるような人は悪い人に違いない」という警察と検察に対する絶大な信頼を持つ子どもたちも実際にいました。ですから、裁判にかけられた時点で悪人だという考え方の子どものもいましたが、これだけだと悪い人かどうか分からないという子どもも当然います。

実際の模擬裁判を体験するための「裁判メモ」というのを次のページに用意しております。そこで子どもたちが、大学院生が演じた裁判を見ながら裁判員制度を聞きながら実際にメモをしていく。

1ページ飛びまして、「班のみんなで評議（ひょうぎ）をしてみよう！」というところで実際に評議、これは班で1枚なんですけど、一応ここで書かせます。また元に戻ってきて、最後終わった段階で、「だったらあなたはどう考えるの」という今度は個人の考えをもう一度聞く場面をつくりました。

という形で進みました。今から、こちらの手元に子どもが実際に書きましたものがありますので、これをちょっとお返ししますのでご覧ください。実際の「裁判員制度」体験プログラムは、初めの触りの部分ですが、ビデオを持ってまいりましたので、ちょっとご覧ください。

（ビデオ開始）

教師役の院生が、今何がなされているかの解説を随所に入れていきます。論点が分かりやすいようにという形で板書してまいりました。論点の整理は、資料2の22ページに掲載しております。

それでは、ビデオを止めてください。

（ビデオ終了）

この後、証人の尋問に入っていきます。

最後に、最終的なシナリオでいきますと、最終的な弁論等があって「さあ皆さんは裁判員です」という形で、「皆さんはこの事件に対してどう判決しますか」と、まず自分自身の考えを決めさせて、裁判員としての評議を始めます。

裁判員としての評議の部分なんですけど、大学院生に各グループに一人ずつ付いてもらいましたが、大学院生には評議の授業記録をとることが一応メインになります。ですから、例えば子どもたちからいろいろと分からない言葉の質問等があったら、当然解説はしますが、実際のところ本当はどうか、正答を知りたい子どもというのがあるんですが、そういうことには答えません。あるいは、法律だったら本当はどうか、法律の論理に対してもできるだけ答えないようにします。要は、現時点で子どもたちがどこまで自分たちでできるか、あるいは、どういう発想でこの裁判に対して判決を下すか、あるいは評議を行うかという形で、授業記録というんですか、記録をとるような形で大学院生には徹してもらいました。

23ページ以降に各班の報告が入っております。例えば、23ページの1班なんですけど、評議前だとA、B、C、D、Eという子どもが有罪だと言っていて、無罪だと言っている子はたった一人だった。評議の概要について、手袋痕であるとか、お歳暮を買いに行ったとか、腕時計とか、ドライバーを所持していたかということ、いろいろなことについて子どもたち自身が話し合いをしまして、評議の結論が多数決の結果、最終意見がA、B、Fが無罪、

C, D, Eが有罪という形で引き分けになりました。最後に担当者の所見という形で、このグループに入っていました大学院生が、自分自身の所見をこちらに書いているというものになっております。

実際の授業なんですけど、評議が終わりました後で、やはり子どもたちは、本当のところどうなのということを知りたいですね。ですから、実際の裁判はどうなったかというところ、一審はこれは有罪になった。二審は無罪になった。一審は、「多分これは、状況証拠で事実の認定がなされたから有罪になったんだろうね」、「二審で無罪になったのは、これだけだと合理的な疑いの余地が残ったということで、これは無罪になったんだろうね」、「実際の裁判を行うときにも、こうやって違ってくるんだよ、事実認定が大切なんだよ、難しいんだよ」という話で終わりました。

この実際のプログラムが行われまして感じていますのは、まだ評議の部分が最終的に分析し尽くされていないところがあるんですけど、子どもたちでもできないことはないということです。ただし、実際に裁判員制度に望まれているような議論と一緒にどうかというところ、かなり疑問が残ります。いわゆる自分自身の現時点での道徳律であるとか、あるいは偏見とかに基づいて判断する子どもも当然います。あるいは、この法廷の場で出された証言と証拠に基づいてと言っていますが、実際はこれは被害者の狂言じゃないのかとか、もしもという形で、自分たちでどんどん事件を膨らませていって、架空の事件になっていって、お互いに言い合うという場面も当然ありました。

ですから、裁判員制度で望まれたような議論ではないかもしれないけれども、子どもたちに例えば法律の論理そのものを教え込むとか、そういう前提としない議論であれば、できないことはないだろうと。できないことはないという微妙な言い方なんですけど。

ただ、実際にこのプログラムを「千大附小教育フェア」のセミナーで現職の先生方に見ていただいて、判決を個人、個人で下していただきました。そうしますと、大体1割くらいの方が有罪、あとの方が無罪という結論が出たんですけど、そのときに質問が幾つか出てまいりました。1つが、「これだけの情報では、有罪か無罪か決められない。」と。「態度保留ができないか。」という意見も出ました。そのときにもう一つ質問として、「本当はいろいろな情報があるにもかかわらず、我々や子どもに隠しているのではないか。」とかですね。「いや、これがすべてなんです。」ということで、不十分だったということなんですけど、これがすべてですという形で、こちらもさらけ出さざるを得なかったんですけど、我々としては、すべて自分たちが知り得たものは情報として提示したつもりですが、それでも、やはり大人から見ると、情報が当然足りない。

ほかにも出てきましたのが、「この裁判員制度プログラムというのは、何で社会科でやるのか。」という質問です。以前、社会科の中で新しい学力観という形で発表するとか、調査するとか、プレゼンするという形の授業がかなり流行りました。ただ、実際にそれで社会が分かっていったのか、という具体的に中身の話になると非常に難しいということと、もう一つが、発表する必然性のない授業が至るところで出現したということです。発表させるために発表する。そうしますと、発表する側には当然、自分が調べたことを聞いてほしいという欲求があるんですけど、聞く側には何ら必然性がないんですね。そうしますと、ある文科省の方がカラオケ方式というふうにおっしゃっていたんですけど、要は人のカラオケは絶対に聞かない。人がカラオケを歌っている最中に、自分が何を歌うかと歌詞カードをめくって

る。そういう状況を「カラオケ方式」とおっしゃったんですが、聞く必然性のない話し合い活動とか、発表活動がかなり横行した。

ところが、この裁判員制度ということになりますと、やはり聞く必然性というのが当然あるわけです。ある一つの重大な事件に対して、社会的な責任を担って裁判員ということをするわけです。実際に判決を下される人の人生がかかってくるわけですし、しかも自分とは全く違う道徳律で判断してくる子どもが相手にいますし、あるいは、一番最初は自分は有罪だと思ったけれども、よく考えると無罪じゃないかという、今の自分と一番最初の直感的に決めた自分のギャップがありますし、ということで、やはり自分とは全く違う判断を下すという、そういう違う主体の説明を聞かざるを得ないという状況はつくれるだろう。それは社会科のみならず、授業として大切ではないでしょうかという形で、私はお話しました。

そうしますと、後で千葉大学附属小学校の国語研究部に属する方が、私のところにいらっしゃいまして、裁判員制度を社会科でやろうとしたのは、間違いじゃないですか、社会科に入れようとするから、社会科の関係を言われるので、かえって国語の方がよかったんじゃないですか、と言われました。また、その方から、国語の教材として裁判員制度の重要性を小学生に分かりやすく書いてある文章があったら、ぜひ教科書に載せたいから教えてくれということも言われました。

コミュニケーションの必要性でいきますと、社会科にも使えるし、国語にも使えるし、総合の時間にも使えるし、一般の我々の日常生活でも使えるという形で、それは意味があるんじゃないだろうかというふうに考えております。

ほかに、参加者から出ましたのは、「裁判員制度という、実際にうまくいくかどうか分からない制度を前提として教育プログラムを組んでどうするんですか。」というかなりシビアな意見も出てまいりました。それに対しては、私は実際に答えずに、吉村参事官にお答えいただいたということもございました。

とりあえず、私どもとしましては、先ほども向井先生がおっしゃいましたけれども、何とかして学校の中に根づくようにしようとするならば、小学校教員が誰もが実際にできるような教材開発のプロセスとか、その手順、手続ということも結構大切だろうと。そういう形で、この教材をどうつくっていくか。実際に各小学校の先生が、実際に教材をどういうプロセスを踏んでいけばつくれるのか。あるいは、附属小学校だからできるのではなしに、どんな小学校の子どもにも実践できるような評議ですね。一番重要なのはこの評議だと思っているんですが、その評議をどう進めていくかという部分を、言葉は悪いですけどもマニュアル化をしていく必要が少しはあるだろうと思っています。マニュアル化というのも功罪は当然あるんですが、全国の学校の先生方に可能なものにしていくというのは、多分そういうことも必要だろうと感じております。

私の方からは以上です。ありがとうございました。

土井座長 どうもありがとうございました。

それでは最後に、再度羽間委員の方から、学校教育への法教育研修の拡大のための検討課題につきまして、千葉大学大学院での実践を踏まえて御報告をいただきたいと思います。

よろしく申し上げます。

羽間委員 それでは最初に、お配りしている黄緑色の冊子をお手元をお願いいたします。主に現職教員を対象とした大学院において、上杉教授が「授業研究」という授業の中で、プロジ

エクト・ベース学習による「教員向け法感覚育成プログラム」の開発に半期取り組んでまいりました。本来ならば、上杉教授からお話申し上げるべきところ、本日先約がございますため、私が代理でお話を申し上げます。その上で学校教員への法教育拡大のために検討すべき課題について、私の意見を申し上げさせていただきたいと思っております。

黄緑色の冊子の1ページ目には「法教育とは」という題で、「はじめての法教育」(法教育研究会報告書)から骨子の抜粋がございます。最後の下から3行目のところに、「本プロジェクトでは、特にルールづくりに着目し、その活動体験を通して教育の担当者としての教員の法感覚を育成することを目的として展開する。それが結果として、法律の専門家でない教員が法教育の担い手としての職能発達をうながすことにつながると期待される。」とあります。これが、今回の授業研究の目的でございます。

上杉教授は、プロジェクト・ベース学習というものに法教育を乗せております。プロジェクト・ベース学習というのは、まだそれほどポピュラーなものではないと思っておりますので、簡単に概略をお話します。

2ページ目に書いてございますが、プロジェクト・ベース学習とは、アメリカのミネソタ州にあるミネソタ・ニューカントリースクールにおいて、「有能な社会人」の育成を目的とし、「自立学習者」としての成長をうながす方法として開発されたものだそうです。その方法的特徴は次の4点に整理できます。

それは、「自らの興味や関心、問題意識に基づく課題追究を、企画立案からプレゼンテーションに至るまでの一連のプロセスを通して主体的に展開する。学習者にはあらかじめ評価基準が示され、学習者はそれらの基準を満たすように、自らの学習をセルフコントロールしながら進める。教師は傍らに寄り添う存在としてのアドバイザーであり、学習へのアドバイス、情報提供、学習参加など『同行者』としての役割をとる。プロジェクトが終了すると評価会議が開かれ、評価基準への適合状況、改善点などについて複数のアドバイザーと学習者が話し合う。学習者にはリトライのチャンスが与えられ、評価会議でのアドバイスをもとに、プロジェクトの完成度をより高めることができる。」これがプロジェクト・ベース学習の方法論的な特徴でございます。

法教育が求める「思考型」あるいは「社会参加型」の学びの方法として、また「教師が教える」という伝統的教育観から「子どもが学ぶ」教育へとパラダイムチェンジを可能にする方法として、近年、各方面から注目されているこのプロジェクト・ベース学習の法教育への適用を初めて試みたということです。この法教育とプロジェクト・ベース学習の接点は、こうした方法論にとどまりません。既に述べましたとおり、プロジェクト・ベース学習は、有能な社会人を育成することを目的としています。一方、法教育は、法やルールや合意形成などへの参加のプロセスを体験的に学び、問題解決のためのスキルやセンスを獲得することを目的とします。この両者の接点から浮かび上がるものとして、上杉教授は「市民性」という概念を指摘しています。

この「市民性」については、近年我が国においても注目され始めたということで、例えば、品川区における「市民科」の設置というものがあるそうです。これまで社会科の一分野としての「公民」が位置づけられた事情もあって、必ずしもコンセンサスは得られていませんが、伝統的な「公民教育」が、社会や政治などの仕組みなどを理解することに比較的重点が置かれていたのに対して、ここで注目する「市民性」は、「参加」や「提言」など行動を伴うダ

イナミックな概念と考えるとよい、としています。

本プロジェクトでは、対象が主として現職の教員であるという特性に注目し、「市民性」を形成すると思われる具体的な行動レベルでの概念検討から行ったそうです。上杉教授は「これは学習者自らが、自らの学習を評価する基準づくりに参加したことを意味する。そして、学習者はルールづくりのプロジェクトを通して、より多くの『市民性』を獲得できるように、自らの学習をコントロールする。したがって、学習者は掲げたテーマに関するルールづくりを直接的な目標にしつつ、同時に自己評価によって『市民性』の獲得をも意図して学ぶ。この学びのシステムそのものが、プロジェクト・ベース学習の最大の特徴である」とまとめています。

次のページに移ります。プログラム開発の経過と特徴ですが、本プロジェクトの授業のプロセスがそこにまとめてあります。4つの過程に分かれています。1番目が、プロジェクト・ベース学習のウォーミングアップで、企画書作成のワークショップを行っています。次が評価基準の作成です。評価基準については、さらに後ほどお話をします。3番目がグループワークによるルールづくりをテーマにしたプロジェクト・ベース学習の展開、4番目がプレゼンテーションです。

具体的にどのようなものが取り上げられたかといいますと、3つあります。1番目は「おかわり」のルールづくりというものを取り上げました。これは若干の補足説明が必要かと思いますが、給食のおかわりのときに、子どもたちにルールが必要な場面があるようで、そこでのルールをつくらうということを、授業に参加した学生たちが考えたそうです。これは参加者が小学生の役割をとりながら、自分たちの学級における「おかわり」のルールをつくるというものでした。

2番目が、生徒と教師でつくる中学校における携帯電話使用ルールです。ここでは、参加者は教師の役割をとっています。生徒との意見交換を通して、携帯電話使用ルールをつくるということを検討いたしました。

3番目が、これは子どもに対する法教育というよりは、現職教員の法感覚を高めるという目的でやったようですが、「学校における個人情報保護法適用プロジェクト」という名で、関心を持つ教師の有志集団が、学校における個人情報保護についてルールをつくるというものです。以上の3つのプロジェクトが実施されました。

評価基準は、そのページの4番に書かれているとおりですが、1つは「市民性」の観点から、参加意欲、社会的態度、自治的活動です。プレゼンテーションについては、伝える、収集、構成、話す、見せるということで評価基準をつくっております。

実際に行った授業の成果について、すべてお話しすると時間がございませんので、プロジェクト・ベース学習の企画書を見ていただきながら、どんな手順でやっていたかということをお話申し上げます。

5ページ目を開けていただきたいと思います。これは「プロジェクト・ベース学習企画書」という、もともとアメリカから持ってきたものを、日本に合わせて上杉教授が6回改訂したVersion. 6というものだそうです。まだ改訂する必要があると上杉教授は言っていました。

まず、このプロジェクトを完成させるためにやらなければならないことは何かということ、を、思いつくままにたくさん書き出してみるということが、1つ目の作業です。書き出して

みたものは、7ページの図のようになっています。次に、このプロジェクトに関して調べたいことというのを3つ挙げさせます。3番目に、このプロジェクトを何時間進めてどういう状態になればいいか、という目標を設定します。4番目にあなたの生活にどのように役立つのか、あなたの周りの地域や社会にどのように役立つか、ということを書かせます。

さらに右側にいきまして、前で考えたことを整理します。特に大切だと思う活動を取り出して、どんな順番で行えばよいかをよく考えて活動の計画を立てようということで、具体的に最大7つまで書かせます。予定時間も書かせます。さらに、このプロジェクトを進めるに当たって必要な情報源を最低3種類挙げましょうということで、その中には必ず実在の人を入れることとなっています。

それで、このプロジェクトを進めることによってどのような力がつくと思うか、ということ自分で選択させます。資料では少し分りにくいんですが、黒く塗りつぶしているものが、達成できるであろうと考えているものとして選択されたものです。

3つのプロジェクトの成果としてまとめたものが、上杉教授が作成した資料3でございます。参加の大学院生は20名で、そのうち現職教員が約半分ぐらいで、約半分ぐらいが若い学生ということです。資料3の最初の一段落目はすでにお話したことと重複いたしますので省略します。まず「本授業は夜間開設（19時40分から21時10分）という事情もあって、フィールドワークや児童・生徒との直接的なセッションがしづらいという状況下にあったが、インタビューや調査など可能な範囲の方法によりながら、テーマ追究の一連のプロセスを進めた。その結果、またプレゼンテーションとそこでのディスカッションを通して、次のような成果と課題を確認することができた。」とあります。更に読み上げますと、「プロジェクト・ベース学習は法教育の理念に照らして有効な方法である。すなわち法律の専門家でない教員が直接指導することにはおのずと限界があり、『思考型』・『体験型』の特徴を持つプロジェクト・ベース学習が適している。

それを効果的に機能させるためには、一連の追究のプロセスにおいて、必要に応じて専門家の援助や説明を受けることが必要である。また、教師にはそのために関係機関や専門家との密接な関係（ネットワーク）づくりが必要になる。

『教員の法感覚育成』においては、ルール作成をプロジェクトの直接的な目標としたため、必ずしも効果が鮮明にならなかった。プロジェクト追究という一連のプロセスで、必要に応じた振り返りなどを適切に行うことが重要である。実際には機能していたと思われるが、プレゼンテーションのときには適切に表現されていなかった。

プロジェクトの途上において、いずれのプロジェクトにおいても、児童・生徒のルールへの無関心な現状が浮き彫りにされた。『ルールをつくる人 - 守られる自分たち』という構図が、ルール破りや逸脱行動の一因となっている。

ルールづくりのためには、第一に生じている問題の解決という動機が不可欠である。『どんな問題があるか』、『なぜルールが必要か』、『ルールをつくることによってどんな効果が得られるか（得られないか）』、などの十分な検討が、特にプロジェクトの初期的段階において必要である。

第二に、生徒の参加を最大限に取り入れること。そしてそこに教師が参加する役割の検討が必要である。そのことによって、児童・生徒のルールへの無関心という現状を克服することができ、法教育における『ルールづくり』の教育的意義が明らかになる。」以上が、上杉

教授がまとめたものでございます。

私個人の意見は、必ずしも上杉教授の意見とは一致していない部分もございますので、それも含めてまとめたのが、資料4の「学校教員への法教育研修の拡大のために検討すべき課題」というものでございます。本資料に基づいて私見を述べさせていただきます。

1番目の問題として、学校教員の意識面の問題を挙げさせていただきました。そのうちの第一ですが、向井教諭も申しとおりましたけれども、法教育という言葉に対する学校教員のイメージは、実にさまざまでございます。一般には硬いイメージでとらえられることが多く、今回の上杉教授の授業研究に出ていた学生の中にも、「最初、法学教育、法律教育というふうに思って、かなり構えた」と言っていた人がおりました。そのために、法教育の取組みについて、まず最初の段階で困難さを感じてしまうという現職教員は少なくございません。ですから、法教育の具体は、狭義には、法律教育や法学教育ではないということをもず的確に伝達する必要がある、というふうに私自身は考えております。

学校教員の意識面の問題の第二ですが、ここが上杉教授と私の意見の異なるところでもあります。ただし、上杉教授が資料3を提出された後で、両者で議論いたしまして、合意形成がなされました。それを次に申し上げます。

法教育は、国民一人一人が法や司法の役割を十分に認識した上で、紛争に巻き込まれないように必要な備えを行い、仮に紛争に巻き込まれた場合には、法やルールにのっとった適正な解決を図るよう心がけ、さらには自ら司法に能動的に参加していく心構えを身につける必要性から、その実施が必要とされています。子どもに法やルールを身近なものとして考えさせていくためには、その前提として、学習者である子どもが、今まさに適正な解決を必要としている問題を学習の内容として取り上げていく必要があると、私は考えております。一方、学校教員の基本的なスタンスは、「教え、導き、育てる」にあり、法教育の目的を十分に意識化しておかないと、学校教員にとって学んでほしい、考えてほしい問題を学習の内容として取り上げてしまうことが起こり得ます。

例えば、今回のこのプレゼンテーションの資料の中にございます、Bグループですが、17ページからの「生徒と教師でつくる中学校におけるケータイ電話使用ルール」というものがございます。これは学生たちが教師役になってルールをつくらうとし、その中で生徒とディスカッションをしてルールを見直して、よりよいものをつくっていきこうというところから始めたものでした。しかし、教師役をとっていた学生たちは、最初に、自分たちが子どもたちに考えてもらいたいルールを設定してしまいました。その生徒に考えてもらいたいルールを子どもたちに示したところ、子どもたちの方から「こういうルールは必要ない」とか「こういうルールは、先生たちが決めてくれればいい」というようなレスポンスが返ってくるものが多く、そこにギャップがあったということです。

29ページを見ていただきたいんですが、このBグループの取組みから、「生徒のルールづくりへの意識が希薄であることが分かった」という結論づけがなされています。しかし、教師側が生徒に考えてほしかった課題が、生徒側から見たときに自分たちが考えなければいけないと思うような、つまり解決を図らなければならないと思う課題と必ずしもマッチしていないことが起こり得ます。そのときに、教師の側が、子どもたちはルールづくりに意欲がないというふうに判断してしまう、そういう齟齬が起きる可能性があるわけです。ですから、ルールづくりで教師が取り上げたい課題が、子どもの必要性に即したもののなかどうかを検

討する視点の必要性があるのではないかと私は思います。

2 番目として、法教育推進のために学校教員が持つべき必要最低限の法知識についての問題があります。法教育は法学教育とは異なるものであり、例えば学校教員が法の条文を詳しく記憶することなどが求められているわけではありません。とはいえ、適切な法教育を実施していくためにある程度の法的な物の見方、法知識は必要です。しかし、具体的な教育場面で効果的な教育的関与のために、学校教員が持つべき必要最低限の法知識、あるいは議論や論点を整理するための指針といったものは、具体的に必ずしも明確になっていないのではないかと、このことを幾つかの授業実践、あるいは授業の取組みを見ていて考えた問題です。具体的な教育場面に関する具体的な教材を通して、学校教員と法律専門家、あるいは法律実務家がさらに議論を進めていく、連携していく必要性があるのではないかと考えます。

3 番目が、これはさらにもっと大きな問題なのかと思いますが、学校における法教育推進に係る課題について、向井教諭も申しておりましたが、教科の中に法教育をどんなふう位置づけていくかという課題があります。位置づけがないと、1 回の花火になって終わってしまうというようなことが、問題として残るのではないかとと思います。もう一つは、教員養成あるいは現職教員のリカレント教育のカリキュラムの中に、どのように法教育を位置づけていくか。このことも大きな問題だと思っております。

以上です。

土井座長 どうもありがとうございました。

千葉大学関係の御報告をいただきましたので、この点について、どなたからでも結構ですので御意見、御質問等があればお願いいたします。

いかがでしょうか。

どうぞ。

小林委員 戸田先生が御説明された「小学校でもできる裁判員制度体験プログラムを目指して」ということについて、御質問したいと思います。

従前はどちらかと言うと、高校とか中学の段階で裁判員制度を勉強しましょう、あるいはやってみましょうということだったと思うんですが、小学生に合わせて設定されたというのはどういうねらいなのかということと、それから今回の取組みをされて、今後どういうふうさらにされていく予定があるのかどうか、その2点についてお聞きしたいと思います。

戸田助教授 まず小学校に焦点を当てたのはなぜかということなんですけれども、小学校でできなければ、どこでもできないだろうという、まず一つはそういう単純な理由です。それと法律用語でいくのではなしに、小学生の分かるような日常的な用語に組み替えて作業をしていかないと、多分学校の中、あるいは一般市民の中にもなかなか根づかないだろうというようなことも含めまして、小学校に焦点を当てたということです。

それから今後の展開ということなんです、実際にやってみまして、教育関係者がつくっていくのは非常に難しい、実際の裁判員制度体験プログラムをつくって、実際に学校教育の中でやっていく場合に、なぜこれが必要なかということをやはり説明せざるを得ない、そのときに、「裁判員制度が」という枕詞だと多分学校の中では、なかなか受け入れがたいだろうと。

私自身が考えているのが、これで4件や5件ぐらい裁判形式の学習というのをやってきたんですけれども、子どもたちは全く白紙ではない。頭の中にちゃんとした枠組みを持って

いて、子どもなりの論理ですべて判決を下していく。ただそれが偏見であったり、常識的であったり、あるいは稚拙であったりということはあるんですけども、子どもたちは全く白紙ではありません。ですから、その子どもたちの頭の中にある枠組みに対してどう挑戦するかという非常にいい機会になるだろうと思います。そのためには、子どもたちに自分がどういう枠組みで判決を下したのかということを実感してもらいプロセスがまず必要だろう。そうしますと、自分とは違う判決を下した者とすり合わせることによって、「あ、自分はこういう考え方でこういう判決を下したんだ。」ということを実感化される。要するに、無自覚に行っていた判決を実感的にできるようになる。

そうしますと、次の段階で、本当に自分の現在の頭の中の、我々の言葉でいうと思考体制とか社会認知体制という言葉を使うんですが、それが本当に現在のままでいいのかどうかというのを、絶えず問いかける場面になるだろう。それは、日常生活の中でもありますし、あるいは科学の論理と対決するときもありますし、いろいろな場面があります。そういうものが学習として組織できるという面で、非常にある意味で裁判員制度という形式を持ち込むことによって、子どもが無自覚であった自分の社会認知体制が自覚でき、みずから修正、成長、変革していく必然性のようなものに気づくだろうというふうに考えております。

私自身としては、今後どうかということになりますと、評議の場面でそういう場面を、どう意図的・計画的に、成長をもたらすようなプログラムをつくっていくか。実際には裁判員制度の模擬裁判ではなくて、評議のプログラムの方ですね。そちらの方を何とか研究できないかなというふうに考えております。

以上です。

土井座長 ありがとうございます。

飯田委員。

飯田委員 共同通信の飯田でございます。実は、息子が小学校6年でございまして、その感覚から申しますと、この台本を拝見すると、大変に難しいという印象を母親としては受けました。法律用語を小学生用に置きかえられたという話でしたが、とても愚息のレベルから申しますと、置きかわっていないくらい難しいのではないかと。

例えば、一番大事だと思いますところが、最初のところの「まず被告人は判決が確定するまで無罪と推定されます。これは無罪推定の原則と呼ばれます。」これですね。もう、ああだめだという感じですね。うちの息子にこれを説明する場合には、この20倍ぐらい言葉を尽くさないとここは分からないと。これは、やはり有罪、無罪を決定するに当たって一番大事な部分ではないかと思えます。検察官が、全く疑いを挟む余地がないところまで立証したら有罪なんだよということを、この一行でいかれると、千葉大附属の皆さんはいいのかもしれないんですけども、ちょっと普通の町では無理かなと。

先ほど、プリントを拝見しておりましたら、やっぱりうちの子ぐらいのお子さんの中にはいらっしゃるようで、例えば、「昔、捕った人だし、侵入の道具を持っていたんだから悪いと思います」、みたいなそういうお子さんもいらっしゃって、ちょっと安心したんですけども。やはり、その本当の事件を果敢にお取り上げになったゆえに、大変埋めるのが難しいところがあったのではないかとこのように思いました。

きょうは伺っております、ぴんときましたところは、国語の授業でやったらどうかという御提案があったというくだりですね。質問をしたい点は、その先生がどういう趣旨でお

しゃったのか、もう少し聞かせていただきたい。それはこちら側としては、本当の事件を裁くというよりも、もっとその前段の段階で、論理の組み立ての部分でもうちょっと底上げをした方がいいんじゃないかと思っているものですから、その国語の先生がおっしゃったくだりをもっと聞かせていただけますでしょうか。

戸田助教授 難しいということに関しては、我々も反省をしているんですけども、難しい用語をよくここまで分かりやすくしたという思いの言葉を書いていたきたいと言うんですけども、それぐらい法律用語は非常に難しい。それを我々大人、あるいは大学院生が分かる程度まで分かりやすくすると、ここまでは何とかできた。附属だからできたんじゃないでしょうかという御指摘があるんですけども、本音で言うと「はい」ですけども、建前上「いいえ」という言い方をします。附属小の子どもたちは、非常に難しい言葉とか、科学の最新の成果とか、ある意味で知的な好奇心、関心が非常に強い子だというのは確かです。そういう意味ですので、非常に易しい言葉で解説しながら、難しい言葉を入れると、かなり附属小だと興味を持ってもらえるという特殊性は実際にあります。

正直申し上げますと、もっと易くすると、はっきり言って日本語にならなかった。我々の国語力の不足かもしれませんが、非常に難しいのでこれぐらいまでしかできなかったというのが現状で、これは我々も研究課題として反省しております。

次の、国語の先生が興味を持たれたということなんですが、社会科の人間の立場から考えますと、やはり教科の内容を理解することにどういう意味があるかという発想をします。ですから、この「裁判員制度」体験プログラムでいきますと、窃盗事件の学習をすることがなぜ必要なのかとか、あるいは無罪推定の原則を理解することに意味があるとか、というような教育内容、教材解釈にかかわるようなもので意義づけをしていくと、大体社会科になっていく。

ところが、要はコミュニケーション能力ですね。説明責任であるとか、説明する意欲であるとか、聞く態度、意義づけとかですね、そういう方向で当日私が説明をしていったものですから、要するに教育内容は抜けているわけです。ですから、どの教科の方でもすんなりと多分入れるだろうと。ですから、理科でも当然議論する場面がありますし、社会科以外で議論する場合であれば、多分今申し上げたような形で、コミュニケーションというような形、あるいは形式主義というんですか、形式的な形でどの教科にも入っていけるという説明を私はしました。というところが、多分国語の先生には受け入れられたのだろうと思います。ただ、社会科の場合、あえて申しますと、社会事象とかを自分たちの考えで説明し合うというのは、非常に大切な能力だというふうに感じております。

ですから、これが社会科で認められないというのは、私自身はなかなか賛同できないですし、国語の先生に受け入れられるというのは、非常に心強い限りということで、私自身は現時点でそう考えております。

大杉委員 すみません、向井先生にちょっと御質問を。

3年生の授業で、3年生は社会科、安全ということをして、公共機関が私たちの安全にどのような働きをしているかというのをベースにされて、その上で、自分自身で安全を守っていくには、どういうルールづくりがあるかというところで、発展的な学習をするというお話だったんですけども、このとき、やはり生活上の問題を解決しようといったときに、特活とどう連携をとられてやっていたらよかったのかなというのを一つお聞きしたいんです。

それと、戸田先生にもう一点。この模擬裁判の授業、難しいという御意見が多分出たんだと思うんですけども、そのために先ほどもお話がありましたけれども、教員の持つべき必要最低限の法知識というのがあるとすれば、この授業を受けるときに、子どもたちが持っていれば非常に授業がうまく展開するだろうと思われる法的知識、事前の学んでいるものというのは何かあれば教えていただきたいんですけども。

向井教諭 では、私の方から。

特活との関係ですけれども、指導案、私の資料3ページをちょっと見ていただきたいんですが、3ページの右側の方の下から5行目ですね。「これらの取組みを通して、関係諸機関の工夫や努力を再認識し」というこの部分が、一番今回の社会科の授業としては、大きなねらいとして子どもたちにきちんと分かってほしかったところです。特活というのは、とかくそのルールづくりそのものなんですけど、今回その社会科の場合は、ルールづくりを通して関係諸機関の工夫や努力を再認識するということまでをねらっているのが、社会科の授業になります。

ただやっぱり協議会のときにも、今と同じような御指摘をたくさん受けまして、「道德とどこが違う」、「ルールとモラルの違いについては教えなくていいのか」とか、たくさんいただいたんですけども、あくまでも今回は社会科の授業として、最終的には関係諸機関の工夫や努力に気づかせていく。そのための手段としてルールづくりを行ったんだというところの押さえをさせていただきました。

大杉委員 連携でいったのはちょっと悪かったんですけども、特活の学習とか、道德の学習が、どううまく生かされたかというところを実はお聞きしたかったんですけど。

向井教諭 普段やっているということですか。

大杉委員 ええ。それがこの社会科の授業にどううまく生かされたか。

向井教諭 それはやっぱり話し合いがきちっとできていなければ、多分こういう形の授業というのはできることはなかったと思うんですけども、やっぱり普段特活の中で、クラスの中でいろいろな問題、諸問題、身近な問題に関して、いつも話し合いを通して解決していくということを身につけさせていけば、社会科のこの授業も十分成立していくんじゃないかなというふうに考えています。

よろしいですか。

大杉委員 はい。

戸田助教授 子どもたちが、どのような知識をあらかじめ持っていればすんなりいくか、という話なんですけれども。先ほど御質問がありました無罪推定の部分が結構大切だと思っています。それから検察と弁護側の役割ですね。

台本でも言っているんですが、台本の5ページにありますけど、冒頭陳述のところでは裁判長が言っているところです。「検察官と弁護人が冒頭陳述と呼ばれるものを行います。これは検察官や弁護人が証拠によって証明しようとする事実をそれぞれの立場から皆さんに述べるものですから、本当のことを言っている事実とは限らない」というこの部分、ここのところを実際の授業では、すんなりではないだろうが、ずっと流してしまっただけ。これはちょっと私自身も反省しております。

それと、あと実際に逮捕されて、起訴されて、裁判にかけられてという流れの中で、どの時点で有罪が確定するのかということに対する理解ですね。子どもたちの中には、つかまっ

た段階で悪という、非常にそういう偏見というんですか、短絡的な考えの子どもも当然います。ですから、そういうシステムが分からないと、やはり無罪推定とか、弁護士とか、検察官の立証しようとするものが事実とは限らないというのがなかなか理解できない。

これは、夏休みに現職教員に違うプログラムでやったんですけれども、皆さんは弁護士です。こちらのグループは検察官です。さあ、それぞれが有罪、無罪を立証するための冒頭陳述をつくってくださいという形で、実際に2つのグループにつくってもらって、実際に演じてもらったものがあります。そうしますと、実際につくった人たちが言うのは、これは絶対にどっちかが嘘をついているに違いないと。証人の証言が食い違うんですね。

今回の場合は、裁判員という形だけでやりましたけれども、子どもたち自身に実際にこれをつくらせるとか、そういう活動もした後で裁判員をしてみるとか、あるいは逆に裁判員をした後で、実際の弁護士と検察官の役割をもう一度やって、より有罪に近づけるためには、無罪を勝ち取るためにはどうすればよかったか、というのを考えるとかですね。そういう役割をちょっと変えてみる、ということをやることによって、検察官と弁護人の役割というのが意識できるだろうと。そうしますと、裁判員としてこの判断を下すということが、やはり難しさというのが分かるのではないかというふうに考えました。

以上です。

土井座長 江口委員、どうぞ。

江口委員 本日ご発表の戸田先生や向井先生とはよくお会いするのですが、今日のご発表はかなり難しく、何でこんなに難しくしなければいけないんだろうと思いついていました。アメリカのABAの教材を見ると、仮空の話やおとぎ話でも法教育はできるのではと思っています。悪い人は、どういう気持ちでどう悪いことをしたのかなんていうのを、素直に見つけなければいいではないかと。あるいは、何でこの罪はこういう形でペナルティーが来るのかという、そういう側面で、もっと単純化していった方が個人的には、小学校段階の教育ではあっていいのではと思います。

つい最近も、学校の実際の授業を見る機会がありましたが、かならず裁判員制度とか裁判の事例が出てきます。でも「裁く」ことの意味をかならずしも、これまでの司法から考えることをしていないため、かなりおかしな授業があると思いました。

それは多分、法務省が法教育というのをやり、かつ裁判員制度が間近にあるものですから、学校の先生方が、要するに近々やらなければいけないという、圧迫感のもとで教材をいっぱいつくり始めていることと関係していると考えます。

私は、こうした状況の中で、この法教育推進協議会は、過剰な要求に対して論点を整理する必要があるのではないかと思います。法教育から見るとこういうエッセンスがあり、こういうような知識が必要なんだよというのを訴えるべきであると。

土井座長 ほか、いかがでしょうか。

鈴木委員 僕は小学校から模擬裁判をやる必要はないと前から言っていて、ただここまで頑張ってもらったので非常に敬意を表します。ただ、うちの子どもも今小学校5年生ですけれども、なかなか難しいなと思っています。

逆に参考のために申し上げますと、この間、東京都の普通の公立の小学校6年生に、学校の先生が裁判のことをちょっとやりたいということで、弁護士がつくったスナップと出版社の高校生向けにつくっている教材ですけれども、それを弁護側と出版社側とスナップ側とに分

かれて議論をするというようなことをちょっとやってみたというのがありました。それなどの議論を聞いていても、結論とその理由づけを出せということで手一杯です。裁判官役の人は、それぞれの意見を聞きながら、思い思いに判断をしていくというようなことで、ただ、裁判というのがどういうためにあるのか、また、どういう理由で説得しようとするのかということ、憲法学習とも絡めて関連づけがしてあったなというふうに思います。そんな中できょうのを見せていただいて、やっぱり6年生はここまではちょっと難しいのかなと。千葉大はやっぱりすごいなという感じですが。

それからもう一つ。その授業をやったときに、その先生が言われたのは、クラス担任ですので国語も教えておられて、春の段階で国語でディベートが出てきていて、そこを丁寧にやっておいて実はこの3学期用にしていたんだと、いうことをやったので、その意見が、ちゃんと理由づけを言って、反論まで出てくるというような形で、その辺は丁寧にそういう教科の関連をつくられていったなと。そういう意味でいうと、裁判形式のものというの、ディベートのような形で国語で扱うことも十分可能かなと思いました。

それともう一点。これはどの方のものにもちょっと言えることなんですが、法務省の方がかわられているんだろうとは思いますが、もっと実務家を協力、例えばその模擬裁判のこういうものをつくる段階で、ロースクールやあるいは大学院生がいらっしゃるということであれなんですけれども、もっと活用していただくといいのかなと。こんな資料はないのかとか、あるいはこういう用語を易しく言うんだったらどうでしょうかとか、そういうことをもっとダイレクトにやっていただいて。しきりにこういうところに出てくると、実務家と教員との連携が必要だというのは言葉では出てくるんですが、こういう段階で、試行的に始めている段階でも、もう始めていいのではないかなというふうに思っていますので、今後は参考にさせていただければと思います。

土井座長 ありがとうございます。ほか、いかがでしょうか。

今、ディベートの話も出ましたので、私の方から一点だけ御報告いたしますと、千葉大学教育学部の方では、最初に御報告がありましたように、4つの柱があり、そのうちの一つにディベートの問題がございます。それについては、教育学部の藤川助教授が中心になっていただいております。この点については、昨年、私の方でNPO法人全国教室ディベート連盟というところが主宰する「教室ディベート研究会」に行き、法教育の話をしてまいりました。ディベート連盟の方でも、法教育についていろいろと考えたい。先ほど御報告がありましたディベート甲子園の方で、裁判員制度を取り上げるというようなことを御検討いただいております。

そのあたりでも出たんですが、先ほど来、出ている国語、国語の先生もおられたわけですが、国語との関係というのが非常に出てきているのはたしかだと思います。恐らく国語と関係するというのは、法というものがやっぱり言葉と大きな意味を持っている。

法の役割はいろいろあるんですが、一つの大きな役割は、力の合理化といいますが、暴力を極小化していく。それを言葉に置きかえて対話することによって、紛争を解決していくというのが、非常に大きな意味合いを持っています。したがって、自分の言いたいこと、あるいは感じていることを言葉として表現をする。それから、相手方の言っていること、感じていること、それを言葉として理解していく。言葉を相互にやり合うことによって、理解を深めていって一つの結論に導いていくという方向を持っているものですから。ある意味で、私

なんかよく言うのは、言葉による秩序づけみたいなものを最大限利用していこう。約束、合意、すべてそうですが。そういうものを持っているので、したがって科学で使う場合の言葉とはちょっと違って、言葉を用いて何かを秩序づけていく、あるいは形づくっていくという役割を持って、そのあたりが国語の先生方、あるいはディベートをやっている方からすると、非常におもしろいし、やれるんじゃないかというところだろうと思います。

社会科の方は、それは当然そうでした、社会科という学問体系、教育ですか、体系が成立すること自体、やっぱり言葉があるからで、歴史についてもそうですし、ルールにしても、公民にしても、すべて言葉というものに基づいてつくり上げていく社会ですので、両方にかかわってくる非常に重要な点なんだろうなというふうには思います。

先ほど来出ています裁判員の問題については、やっぱり重要なのは発達段階との兼ね合いだろうなと思います。私も見させていただきましたが、じゃあこれ以上、どうやったら簡単になるんですかとおっしゃる。それはそのとおりだろうと思います。ぎりぎりのところまでおやりいただいているんだろうな、特に法律家が書いた文章をできるだけ平たく書こうとして、格闘していただいたんだろうなというのは分かります。

ただ、若干やっぱり難しいのは、この事案そのものが、事案としてそもそもやっぱり難しいんだろうと思います。大人の法律家がやっても争いは出るところだからジュリストに載っているんであって、それをそのまま小学校6年生にぶつけた場合に一体どうなるのか、というのは大きな問題なんだろうと思います。

それから、彼らの生活感覚と、この事件の内容がどこまで合うかという点もあるんだろうと思います。千葉でおやりいただいている、設定の舞台が九州だということもあり、佐賀、福岡、それから肥前山口みたいなあたりをうろうろされている。この距離感についての生活実感がどれくらいあるのかとかですね、大人の交友範囲としてどうなのかというようなものがないと、本当はこれは取り扱えないんだろうと思います。実際に事実認定させていこうとすると。ですから、そのあたりがその素材として、発達段階に合わせてどの程度がいいのかということは、考えていく必要があるのかなというふうにも思いました。

それから、無罪推定の原則なんかを教えていくということも重要です。一番大事なのは、無罪か有罪か分からないので、ペンディングにさせてくれと言われれば無罪、ということなんです。これが無罪推定の原則で、本当にやっていないことについての確信を持ってないし、やったということの確信も持ってないとおっしゃっているんだと思うんです。これは、無罪推定の原則と言っているのは、無罪ということもあるんですけども、一つは有罪だという確信とそれを持ってないという状況、2つしかないわけで、そのあたりのところをどう教えていくか、分かってもらうか。これが小学生に分かるかどうかというのは大きな問題ですけども、裁判員になっていただくためには、ある程度分かっていただかないといけないところなので、それを小学校、中学校、高校あるいは生涯教育を通じて、どういう形で順序づけて学んでいってもらおうかというようなことが大事なんだろうなというふうには思います。

その意味では、今回、いろいろとおやりいただいているのは非常に有益で、いろいろな問題点、あるいはいろいろな長所というものが出てきていると思います。今回の取組みの問題提起等を受けて、今後本協議会におきましても、いろいろとお考えを詰めていかないといけないと思っております。

きょうのお話を伺っていて、私自身が思うのは、やっぱり一つは先ほども申し上げました、

発達段階に応じた法教育のあり方をどう考えるか。これを小学校、中学校、高校、大学以降というような形できちっと区分をしていく必要があるんだろうなというふうに思います。

それから、もう一つは向井先生の方からも御指摘がありましたように、通常の科目、教科にきちんと位置づけていく必要があるだろうと。その中でどの科目にどういうふうにといいことも議論する必要はあるのかとは思いますが、それよりも現在教えていただいているような科目、政治だとか、経済だとか、道徳だとか、既存に組み入れられている科目との相関関係、どういう形に相互に関係するのか、あるいは差異化が可能なのか。法を入れることによって、従来学んでいた科目にどういう影響を与えて、またどういう効果があるのかといったような点を、相互に考えて位置づけていく必要があるだろう。その意味では、発達段階と他の領域分野との関係、縦軸、横軸だというふうに考えると、そういうものを踏まえて、位置づけをはっきりさせていく必要があるんじゃないかというふうに思います。

さらに今、御指摘のありましたどれだけ専門的な知識というものを先生方、あるいは子どもたちに要求していくかということもございしますが、一番我々として最初にやらなければいけないのは、基本的な価値といいますが、基本的な原理・原則の部分、一体何を核にして法教育を確立していくか。以前から、公正さの問題だとか、権利・責任といった概念が出てきていますが、そういうものをキーにしながら、具体的にどういうものを理解させていくかということ積み上げていく必要があるんじゃないかというふうに思います。

今後は、学校教育への法教育の位置づけということも検討していくに当たって、法社会学だとか、経済学、政治学の御専門の方々からお話を聞きながら、今申し上げましたような発達段階の問題、あるいは他領域との関係、協調の問題等について、検討を進めていきたいというふうに思っております。

今日の問題提起、御報告を受けまして、今後の進行と、あるいはまたどういう先生方からお話を聞くかという点につきましても、委員の皆様にお諮りをしながら進めていきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

それでは、次の議題にまいりたいと思います。

今申し上げました点とも深く関連する問題ではあるのですが、先般、学習指導要領の改訂について、2006年度中にも改訂かといったような報道がなされ、その前提として、今月の13日には中央教育審議会の初等中等教育分科会教育課程部会において、新たな指導要領の基本理念をまとめた審議経過報告が取りまとめられたと伺っております。

本日は、その審議経過の報告の内容につきまして、文部科学省初等中等教育局教育課程課の谷合課長補佐から御報告をいただきたいと思っております。

それでは谷合補佐、よろしくお願いいたします。

谷合課長補佐 文部科学省の谷合と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

今、座長からございましたように、去る2月13日に文部科学省の中央教育審議会教育課程部会で、審議経過の報告が取りまとめられました。資料の5と6でございます。資料5がその骨子でございます、資料6が本体ということになっております。ざっと全体像についてお話をさせていただき、その後で法教育にかかわる部分についても、御説明をさせていただきたいと思っております。

それでは、資料5の方をご覧くださいと思います。学習指導要領につきましては、御承知のようにこれまで大体10年ごとに改訂をしてきておりますが、小・中・高等学校にお

ける教育課程の基準となるべきものでございます。そして、一番上にありますように、昨年4月以来、1年ほどかけまして、教育課程部会におきまして、学習指導要領見直しについて審議を行ってきたということでございます。そして、今回は審議経過の報告ということでございますが、文部科学省としましては、早ければ、先ほど座長からありましたとおり、平成18年度中の指導要領の改訂を目指す。遅くとも平成19年度のどこかの段階で改訂をするというふうなことで考えております。

今回の審議経過報告の内容でございますが、まず基本的な考え方といたしまして、「1(2) 現行の学習指導要領の考え方」というところですが、いわゆるゆとり教育と言われております現在の学習指導要領でございます。これにつきまして、どう評価するかということですが、現行の学習指導要領は基礎的・基本的な知識・技能を徹底し、自ら学び、自ら考える力を育成する、これをねらいとしております。しかしながら、このねらいが十分達成できていないのではないのか。例えば、国際的な学力調査の結果を見ても、読解力を中心に学力の低下傾向が見られるといったような状況の中で、あるいは、子どもたちの学習意欲が諸外国と比べて低い、というようなこともある中で、やはりそのねらいが達成できていないのではないかと考えております。

したがって、そのねらいとするところの実現のための具体的な手立てが必要であるというふうに言っております。具体的な手当ては何かということですが、これはこの報告でも、この後出てくるわけですが、学習指導要領自体の工夫もあるでしょうし、あるいは指導方法の改善、あるいは教育成果の適切な評価の問題、こういったことが報告では指摘されているところであります。

そして内容面でございますが、2ページ目をご覧くださいませでしょうか。中ほどに教育内容等の改善の方向というところでございます。

まず「(1) 人間力の向上を図る教育内容の改善」といたしまして、「基本的な考え方『ア 言葉や体験などの学習や、生活の基盤づくりの重視』」ということでございます。今回の経過報告では、この言葉と体験ということが一つキーワードになっているかと思えます。その言葉というものが、国語に限らずすべての教科、あるいは学校教育活動の基本になるということ、これを重視しようじゃないか。あるいは、そういったものを支えるものとして幅広い体験、そういったものが必要じゃないか。こういった議論がかなり審議会では多くなされております。

それから、そのアの4つ目のでございますが、人間力の向上については、社会の側からの視点に立って、必要な力を明確にすることが必要であり、その方向で検討。いわば実生活と申しますか、実社会で子どもたちが学んだことがどう生きるのか、何が必要なのかという実社会側からの観点で、それを、じゃあ教育ということをどういう方向でどういうことを教える、どういう能力が必要なのかとフィードバックしていく方式の視点も必要ではないかというあたりが、従来以上に強調されているということでございます。

そして、3ページ目にいきまして、では具体的に教育内容をどう改善していくかというのが、3ページ目の中ほど「具体的な教育内容の改善の方向」でございます。

まず「1) 国家・社会の形成者としての資質の育成等」ということでございます。後ほど御説明いたしますが、この「ア 国家・社会の形成者としての資質の育成」という部分に、このダイジェストにはありませんけれども、法教育のお話も記述がございます。それから

「イ 豊かな人間性と感性の育成」,「ウ 健やかな体の育成」, 心と体の問題でございます。

そして、4 ページが「2) 国語力, 理数教育, 外国語教育の改善」ということでございます。国語力の部分では、「例えば小学校では読むことを体験的に理解するため音読や朗読・暗唱が重要」, こういったようなことも指摘をしております。それから理数教育につきましても、基礎基本的なことの反復学習のことですとか、3 つ目にありますような「知的好奇心を駆り立てる内容」, こういったことについても指摘されています。

そして、「ウ 外国語教育の改善」でございますが、小学校段階における英語教育。今、既に総合的な学習の時間等で一部行われておりますが、こういったものをさらに充実すべきではないかということが言われております。

そして「3) 総合的な学習の時間などの改善」ということでございますが、総合的な学習の時間につきましては、最初の で総合的な学習の時間の必要性・重要性については、共通理解がされているということでございます。

そして、5 ページにまいります。「(2) 教育課程の枠組みの改善」ということでございますが、 のイの部分ですが、「授業時数の見直し」というのが注目されているところでございます。国語力, 理数教育については、教育内容を充実することが必要で、全体の見直しの中で授業時数のあり方についても今後具体的に検討。それから、総授業時数につきましては、教育内容の見直しとあわせて検討するけれども、特に小学校低学年については、幼児教育の実態を考慮して検討する必要との指摘。この幼児教育については、現在幼稚園におきましても、預かり保育等でかなり長時間幼稚園に滞在するというのが実態になっておりますので、小学校低学年になると、むしろ早く帰ってしまうということもありますから、そこら辺が幼児教育との実態を踏まえて検討すべきではないかということでございます。それから、 にございますけれども、学校週5日制につきましては、国の仕組みとしてこれを維持すべきとの意見が大勢であったということでございます。

そして、6 ページでございますが、もう一つの大きな柱として、「学校教育の質の保証のためのシステムの構築」でございます。地方分権ということもございまして、最近ではそれぞれの自治体、あるいは学校において、さまざまな教育指導方法の工夫がなされて、かなり多様化してきているところでございます。それにつきましては、大いにやっていただきたいと思っておりますけれども、やはり国として、一定の質の保証ということが求められております。

そこで、(2) のアでございますが、学習指導要領で到達目標を明確にしようじゃないか。例えば、自分の言いたいことをA4の紙1枚で表現できるようになるというような目標を設定して、それに向けてそれぞれ指導していただければというようなことでございます。そうして教育現場で指導していただいた結果、教育内容を適切に評価する必要があると。それがエの部分でございます。評価をきっちりやって、もし十分に達成されていないければ、じゃあどういうところが課題なのか、ということを検証する必要があるということで、エの2 つ目の に全国学力調査のことが、19年度から実施するべく検討中ということを書いてございます。

以上が全体像でございますが、次に資料の6でございますが、審議経過報告本体でございます。法教育に関する部門といたしまして、24 ページからをご覧くださいと思います。

先ほど申し上げました「国家・社会の形成者としての資質の育成」ということござい

す。「国家・社会の形成者としての資質能力の育成」として、具体的には25ページの2つ目の「子どもたちが社会の変化に主体的に対応できるようにするためには、情報、環境、法や経済などに関する教育の充実が求められている。」そして以下、科学技術、理数等でございます。こういった法に関する教育の充実が求められているという状況が書かれています。

そして、具体的にそのための知識・技能の定着といたしまして、同じ25ページの一番最後の行、「法や社会のルールをしっかりと守ることの重要性を認識すること」こういったことが期待されます。そして、26ページに入って、その直後でございますが、「民主主義や法、自他の権利と義務、公正さといった基本的な概念について体験的に理解することが、実生活への活用を視野に入れた場合、特に重要であると考えられる。例えば、学校や学級での集団生活の中で、正義や公正さを重んじて身近なトラブルを解決していく態度や実践などが期待される。」そして、「情報、環境、法や経済など社会の変化に伴って国家・社会の形成者として、新たに必要とされる知識・技能の定着のための教育については、学校外の人材や学習機会を有効に活用し、各教科等の関係部門を相互に関連付けながら理解させることが重要である。」としております。

そして、22ページの社会の変化への対応という部分でも、「エ 社会の変化への対応」の最初の「エ」におきましても、法教育につきましての記述がございます。

以上のような状況でございますが、最初に申し上げましたように、今後でございますが、今回の審議経過報告が大きな方向性を示したものでございますので、今後さらに細部につきましては、さらにこの教育課程部会、あるいは教科別の専門部会におきまして審議を深め、早ければ平成18年度中の指導要領改訂につなげていきたいというふうに考えております。

以上です。

土井座長 どうもありがとうございました。

今の点につきまして、何か御質問等はございますでしょうか。

中央教育審議会の方でも、法教育の方を御検討いただいて、このような形で審議経過報告をまとめていただいているところとのことです。こちらの協議会としても、十分必要な連合、検討を深めていって、審議会での御検討に役に立てるようなことがあればというふうに思っております。

どうぞ。

大場委員 今回の資料6のところ、法教育の関係というので、25ページとか具体的に御指摘いただいたわけですが、ここで言うところの法というのは、法律のことを指して、法律というその狭義の意味での法律というのを指しているのか、それとも法規範とか、社会のルールとかそういったものを指しているのか、どちらなのかなということをお聞きしたいんです。

と言いますのも、先ほど来、御説明いただいて、法教育とか、司法教育という言葉がいつ、どこで出てくるのかなというふうに思っていたんですが、先ほどの御指摘のところ、法という言葉が使われている。法教育推進協議会の一員なんでそう言うわけではありませんけれども、法教育とか、せめて司法教育というそのワーディングとして載っていないのは、非常に寂しい思いをしたわけでありまして。いろいろな事情はあるんでしょうけれども、その辺の経緯を、まことにその辺については何も知らないものですから、ちょっと教えていただければと思います。

谷合課長補佐 私どもとしましては、この協議会でも議論いただいているような、広い意味での法教育というのを念頭に置いて審議会では議論していただいておりますので、個々の法律の内容ということも入らないわけではないと思いますけれども、主としてやはりルール・決まり、こういったことについての教育ということで、広くとらえて議論いただいたという認識でございます。

土井座長 法教育という言葉、いろいろな思いがあるところですが、26ページに先ほど触れていただいた「民主主義や法、自他の権利と義務構成といった基本的な概念について体験的に理解することが、実生活への活用を視野に入れた場合、特に重要」、「正義や公正さを重んじて身近なトラブルを解決していく態度や実践など」というようなところ、我々のところではルールづくりだとかいろいろなことを言っているところを、実質的におくみ取りいただいて、お書きいただいているんだろうなというふうに思います。

先ほど来、出ているところですが、法教育という新しい見方、視点を入れるために名づけてはありますし、それ自体、今後進めていく上でも一定の意味があるんだろうなと思いますが、やはり全体の科目の中にきちっと定着していくという、一時期のイベントではなくて、恒常的に定着していくためには、どういう表現で、どういう形で入れ込んで落ち着けていくのがいいのかという問題もあるかと思いますので。私自身は、法教育という言葉にもいろいろな思いはありますが、この報告書を読ませていただく限り、その本意というか、そのところは十分くんでいただいているのではないかというふうに思っております。今後ともどうかよろしく願いいたします。

それでは続きまして、本日は内閣府国民生活局から、消費者教育の体系化について御報告をいただきたいと思っております。

内閣府では、平成16年に成立しました消費者基本法に基づいて消費者基本計画を策定され、その一環として、消費者教育の体系化に取り組んでおられます。本協議会におきましても、私法と消費者保護の授業実践を踏まえた協議を行うなど、法教育と消費者教育を連携させた取り組みも行っているところですので、法教育との連携なども含めました御報告をいただければと思います。

それでは、内閣府国民生活局の服部高明消費者企画課長から御報告をいただきます。

服部課長、よろしく願いいたします。

服部課長 消費者企画課の服部でございます。どうぞよろしく願いいたします。

お手元の資料に基づきまして御説明をさせていただきます。

2ページ目のところでございますが、先ほど御案内いただきましたように、消費者教育の体系化の背景ということで、根底にございますのが消費者基本法でございます。規制改革、事前の規制から事後チェックという大きな流れ、また消費者トラブルが非常に増大していると、こういう社会的な状況のもとで36年ぶりに法律が改正されまして、消費者基本法として平成16年に成立したところでございます。

消費者政策の基本理念につきましても、従来の消費者の保護から、消費者の権利尊重、消費者の自立支援へと転換しております。また、推進体制の強化ということで、消費者政策会議というものを新たに組織したところでございます。この消費者政策会議は、内閣総理大臣を会長とする会議でございますが、こうした新しい理念を具体化するという観点で、消費者基本計画、政府の消費者政策の基本方針というものの案を作成いたしました。

次のページでございますが、この消費者基本計画は、国民生活審議会の審議、また消費者団体等との意見交換、国民からの意見募集、こういったものを経まして、消費者政策会議におきまして案を作成し、平成17年4月に閣議決定したところでございます。

消費者政策の基本理念に基づきまして、3つの基本的方向性と9つの重点事項を提示したものでございまして、重点的に講ずる具体的施策というものも担当府省・実施時期とともに明示する、いわゆるアクションプログラム型のものでございます。この中で、消費者教育の体系化というものを明記させていただいております。具体的には、消費者の自立のための基盤整備、この基本的方向のもとで重点施策の1つとして、学校や社会教育施設における消費者教育の推進、その具体的方策といたしまして、消費者教育の体系化というものを明記しております。平成19年度までに一定の結論を得るというものでございます。

5ページでございますけれども、この体系化というもの、これは国民からの意見募集という過程の中で、非常に強い御指摘を受けて盛り込んだものでございますが、消費者基本法では、いわゆる消費者像に関しましては、ここにありますように、自主的かつ合理的に行動すると、また環境の保全及び知的財産権等の適正な保護に配慮すると、こういったことがうたわれているわけございまして、こうした消費者の自立の支援という観点から、消費者教育の推進に関する規定も抜本的に強化されているところでございます。具体的には、消費者が生涯にわたって、消費生活について学習する機会があまねく求められている。こういう状況にかんがみて、学校、地域、家庭、職域、こういったさまざまな場を通じて教育を実施していく。これを国が行うというふうにされているものでございます。

こうした規定に準じて考えますと、やはりその生涯を通じて、どういった能力というものを消費者として身につけていけばいいのかというものが、包括的に、総合的に示される必要があるのではないかと。こういった問題意識のもとで、消費者教育の体系化に取り組むべきという御指摘を多々いただいたところでございます。

次に、6ページでございますが、では、現状、これについてどういうふうに取り組んでいるかというところでございます。国民生活審議会消費者政策部会、これは平成17年9月から平成19年9月の間のいわゆる第20次の審議会の任期のもとでの検討でございますが、消費者教育の推進というものを挙げておりまして、その中で体系化というものについても、検討するというふうにしております。当面の予定でございますが、3月に消費者教育の体系化、現在調査研究をしておりまして、この報告をこの審議会の中で行い、夏以降、体系化及び推進方策について御検討していただくという予定になっております。

7ページでございますが、この体系化のための調査研究ということで調査をしておりまして、ライフステージに応じた消費者教育の基本的な系統立てというものをを行う、こうした目的のもとで請負調査を実施しております。請負先は、財団法人消費者教育支援センターというところでございまして、ここにありますような研究会を設置しているところでございます。オブザーバーとして法務省にも御参画いただいております。

8ページでございますが、進捗状況ということで、現在まで第4回まで開催いたしまして、調査研究の進め方、各分野、関連する分野についてのヒヤリング、体系化の視点、それから消費者教育の理念、また対象領域別の目標等々について御議論いただいているところでございます。法教育に関しましては、江口先生から御講演を賜ったところでございます。

次に9ページでございますが、作業の方向性ということで、まだ現在各委員等々におきま

して詰めているところをごさいますて、方向性という形で御説明をさせていただきますと、消費者教育の理念といたしましては自立した消費者の育成ということで、ライフステージにつきましては、現段階におきましては、幼児期、児童期、青年期、社会人期、高齢期とこうしたくりで整理しているところをごさいます。また、対象領域につきましては、安全、契約・取引、情報、環境というふうに大きく位置づけております。この中で特に契約、江口先生からも御指摘がございましたが、契約につきましては、消費者教育の中でも基本的なものとして位置づけたらどうかという認識のもとに、こういう形で今、進めさせていただいております。それから対象領域別の目標ということで、それぞれの領域につきましては、消費者はどのような能力を身につければよいのか。例えば契約・取引でございますと、消費者のトラブルの抑止、それからトラブルになった場合の救済、また契約・取引をめぐる社会的な取組みへの社会的な参加と、こういった観点をいろいろと御議論いただいている状況でございます。

こうした大きな目標のもとで、ライフステージに応じた、いわゆる到達目標というものについて、どのように考えたらいいのかということで、現在いろいろ議論していただいているところをごさいます。

雑駁な説明でございませうが、以上でございませう。

土井座長 どうもありがとうございませう。

今の点につきましては、何か御質問等ございませうでしょうか。

高橋委員 生涯教育の中での消費者教育ということなんですけれども、学校で行うような、恐らく学校の先生方が担うと思うんですが、それ以外の場面ですな、例えば高齢者であるとか、社会人とか、どういった場でだれがどのようにするかという何かプランというのはあるんでしょうか。

服部課長 現在、消費者団体等々はじめ、弁護士会などいろいろな機関でいろいろな取組みがなされておきまして、そうした取組みがある意味で広がってきているというふうに認識しております。そうした取組みというものを、今後大きく進めていきたいという観念に立っておりまして、そのためには、一体どういう時期にどのようなことを教えていけばいいのか、身につけていただければいいのか。こうしたことを広く関係機関で共有する必要があるんじゃないかというのが、まず問題意識の第一でございませうて、そのために体系化を進めているということをごさいます。

推進方策についても、今後国民生活審議会で御議論いただくという予定にしておりますが、いろいろな担い手というものがいらっしゃるのかなと。例えば、消費者生活センターの相談現場におられる方々、この方々はある意味で実例に基づいた、非常に説得力のある講演というものもできますでしょうし、それからNPO、ボランティアということで、消費者問題についていろいろと教えてみたいという御関心を持っている方々、私どもの方はこうした方々、いわゆる市民講師という形で注目しているわけでごさいます。こうした方々も御参加されるだろうと。それからさまざまな、消費者教育は非常に分野が広いものでございませうて、それぞれの分野においての専門家の方々、例えば法律の関係でございませうと弁護士、司法書士等々の皆様方、こうした方々にも、ある意味で消費者教育の全体像を共有していただきながら御参画を賜ればと、そういうふうに願っている次第でございませう。

土井座長 ほかにいかがでございませうか。

鈴木委員 逆に今度学校教育の場面で、法教育との連携ということを座長もちょっとおっしゃられて、法教育も私法の分野では消費者保護の問題、大事だということで関連づけが、中学3年の部分でなされておりますけれども、その辺について、逆に消費者教育を体系化しようとされる中では、この法教育と両方が何か別の形でもっていかれるのも何となくおかしいかなというふうに思っているのです、その辺はどのようにお考えでしょうか。

服部課長 私どもの方で、今まで学校での消費者教育ということで、2つ大きな取組みをやってきておりまして。1つはPL法、製品安全、PL法が制定されたときに製品安全について、いろいろと教材等をつくってみました。それからもう一つは、消費者契約法でございます。このときにもいろいろ取組みをさせていただきました。

そのときの私どもの経験、これはちょっと私見になるんですけども、私どもの方のねらいというものは、消費者法の意義、いわゆるその交渉力、情報、こういったものについて格差がある。こういったことを踏まえた上で、消費者の権利、義務、こういったものは何かと、こうした視点を重視したわけでございますが、これは全くの私の私見でございますが、そういったものをしていく上で、いわゆる私的自治、民法の問題、PL法それから契約法はあくまでも民法の特例でございますので、本家のところというものを合わせて御理解いただくというのがやはり筋なのかなと、その方が効果的なのかなと。

そういたしますと、消費者法だけで御説明をしていくということではなくて、やはりその全体的な中で合わせて進めていくという方が効果的ではないかなと思っております、こうした観点で法教育との関係というものを、ある意味で補完的な、十分補完的な関係というものがあるのではないかとということで、連携の重要性というものについて、大きな問題意識、関心を持っているところでございます。

土井座長 ほか、よろしいでしょうか。

消費者教育、非常に重要な問題だと思います。ただ、こういう系統の教育、我々が最初に法教育を考えた際にも同様の御指摘をいただいた点ですが、消費者問題、手を変え品変えいろいろな問題が出てくる、時代の流れの中でさまざまな問題が出てくる、それに対処療法的に教育をされるということになった場合のやっぱり限界というのが幾つかあって、すべての問題について取り扱うわけにはいかないということと、その時々の問題をアドホックには学校教育の中にはなかなか組み込みにくいという問題等があるんだと思います。その意味では、やっぱり基本的には消費者の中の環境の問題ですとか、合理的な計算の問題ですとか、いろいろなものがありますが、公正さ、公平さという問題は、基本的には法の基本理念の問題になるうかと思えます。

その意味では、課長の方から御指摘もありました私的自治、契約自由の原則、その他、法の基本的な正義、公正さにかかわるような教育を十分しておかないと、本当にその都度、その都度の知恵みたいなものになってしまうという点があるうかと思えます。その意味では、消費者教育と法教育の間で十分連携をとって効果的で、個別の知識ではなくて何が問題かということが分かる消費者をつくるんだという形で進めていただければよいのではないかと思いますし、協議会としても十分連携をとりたいというふうに思っております。

本日はどうもありがとうございました。

続きまして、裁判員教材作成部会における検討状況について、刑事局の大山局付から御報告をいただきます。裁判員教材作成部会では、前回の協議会での鈴木委員の問題意識等を踏

まえまして、精力的に教材づくりの方向性について御検討いただいたと伺っておりますので、部会での合意の内容や今後のスケジュールについて御説明をいただきたいと思っております。

それでは大山局付、よろしく願いいたします。

大山局付 裁判員制度啓発推進室の大山です。

資料7「裁判員教材のあり方について(中間まとめ)(案)」をご覧ください。委員の皆様には事前にお手元にお送りいたしておりますけれども、直前になりまして大変申しわけございませんでした。

今、この案が教材完成までの段取りの中でどの段階にあるかということ、まず御説明いたします。

1ページの上半分で小さな字で書いてございますけれども、その中ほどに「具体的には」というふうに始まっておりますが、まず教材の狙いや伝えたい内容を決める、具体的な教材の形にまとめる、教材を試験的に授業で用いる、授業で用いた結果を反映させて教材を完成させる、とこういう大きく4つの段階に分けて、完成に向けて作業を進めていきたいというふうに考えております。

今の段階は、この段階でございます。これは今後の予定ですけれども、の一応具体的な教材の形にまとめ上げるのは、今年の5月ごろをめどに考えておりまして、その後の段階ですが6月ごろ、そして、これは教材の完成ですけれども、何とか7月、8月、来年度の1学期中を目指して完成させたいなというふうに考えております。

次に、この中間まとめの(案)でございますけれども、これは3つのパートに分かれておりまして、1ページ目の「刑罰や刑事裁判の意味」というのはこれは最初のパート、2ページ目の「刑事裁判における裁判官、検察官、弁護人のルール」、これが2つ目のパート、3つ目、これは4ページですけれども、「裁判員制度の意義と裁判員の役割」、これが3つ目のパートです。最終的に伝えたいこと、理解したいことというのは、3つ目の裁判員制度の意義と裁判員の役割でございます。その後趣旨として書いてございますが、裁判員制度が重要な意義を持つ制度であること、それから法律の専門家ではない裁判員が参加しても適切な判断ができると、これを若い世代に理解してもらおうと。これが最終的な目標としていっているところです。

その前提としまして、1つ戻って2ページの「刑事裁判における裁判官、検察官、弁護人の役割と刑事裁判のルール」、それからさらにもう1つ戻りまして、1ページ目の「刑罰や刑事裁判の意味」、この理解が必要不可欠というふうに考えております。この中間まとめというのはそのような構造になっておるものです。

具体的に何を伝えたいかということは、それぞれのパートの中で太字のゴシックになっているところ、1番目のパートについていいますと、2ページ目ですが、「刑罰」とか、「犯罪」とか、あるいは「罪刑法定主義」、こういったことについて理解をしてもらいたい。次の2つ目のパートにつきましては、3ページですけれども、「検察官」とか「辩护人」とか「裁判官」の役割、それから今度はルールですけれども、「辩护人」、「依頼権」、「黙秘権」、「無罪の推定」、こういったルールがあるということを理解してもらおう。こういうことを考えております。

今後、これが協議会の案となりました後に、パブリック・コメントの手続きをとりたいというふうに考えております。具体的には、法務省のホームページにこれを載せようと考えてお

ります。あるいは文部科学省にお願いをいたしまして、各地の教育委員会などにも周知をしていただければというふうに考えております。

どうぞ、御審議いただきますようお願いいたします。

土井座長 どうもありがとうございました。

ただいまの点につきまして、何か御質問、御意見等ございますでしょうか。

大場委員 基本的なところから教えてもらいたいんですが、まず一つに、前回、鈴木委員の方で、裁判員の関係の教材というのに積極的に取り組んでいこうということの御提言があったと思います。それを踏まえて、恐らく部会の方で議論されて、こういう形になったのかなというふうに思っているんですが、前回、模擬裁判の教材というのをつくるといっても考えていますというような事務局からの御説明だったと思うんですが、この裁判員教材というのは、最終的にはどんなものになるのか。教科書なのか、それとも模擬裁判の教材なのか、ちょっとその辺のイメージが分からないのが一つです。

それと、これは形式的なことなんですが、趣旨と解説とか、この段があいている、このすき間があるのはこれはどういう意味なのかなと。これをその教材のときには、解説を膨らませるとか、趣旨をもう少し膨らませて具体化するとか、あるいは解説をもう少し詳しく書いていくとか、そういったもののたたき台としてのものなのかというのが、もう一点お聞きしたいと思っています。パブリック・コメントにかけるといことですので、一般の方がご覧になると、こういう前提でおつくりになっていると、これはこれでいいんじゃないかと思うんですが、それも確認です。つまり、法律の専門家が読むものではないと。法律の専門家も読むでしょうけれども、一般の刑事裁判とか、民事裁判とか、そういった違いも分からない、理解していない方も読むんだと、こういう前提でよろしいんでしょうか。

それと、会議での進め方ですけども、私も昨日の夜、これを読ませていただきました。いろいろ文章の面だとか、あるいは構成の面だとか、いろいろ意見はあるんですけども、これはこの場で言ってよろしいのかどうなのか、進め方についても教えていただければと思います。

土井座長 最後の点だけ、私の方から。細かな表現等の問題につきましては、最後までもし御了承いただければ私の方に一任をしていただいて、私の方まで御意見をいただけましたら、それを取りまとめて確定するという形にさせていただきたい。これは最後にもう一度お諮りしたいと思います。

大山局付 教材の形なんですけれども、この部会で検討いたしまして、先ほどの4段階に分けて教材を完成させると、こういう段取りを整理しております。どういう形になるのかというのは、先ほど申しあげました、それから、と、この検討を経て確定することになりますけれども、この中間まとめの中では、もう少し下の方に、例えばこのような体験型の教材がよいとか、こういうゲーム形式の教材が効果的という検討をします。その中には、その模擬裁判のようなものも、可能性としてはあると思いますけれども、それはまだ決めておりません。ここに取りまとめさせていただきたいというのは、そこに盛り込むべき特に法律的な情報について、今回はあくまでまとめたものです。

2つ目の質問とも関連すると思うんですけども、これは今申しあげましたように、教材に盛り込んでいただきたい、盛り込みたいと考えている情報でございます。これがそのまま、例えば解説つきの教材になるというわけではありません。ですので、あいていたりするのは、

読みやすいかなと思ってそのようにしてあるということでございますので（笑声）

それから、パブリック・コメントにかけるということでございますが、対象は広く一般の方の御意見をいただきたいということは、御指摘のとおりであります。その中でも、特にどういう教材にするのかという点に関しましては、教育関係の方々の御意見をいただきたいというふうに考えております。あわせてこの中間まとめ自体について、主に法律家の方々の意見、これも広く求めたいというふうに考えております。

土井座長 ほか、いかがでしょうか。

よろしゅうございますでしょうか。

鈴木委員 これをまとめるのに協力していた者としてはあれなんですけれども、中学3年程度の教材をまず想定するんだと。まあこれは「はじめての法教育」（法教育研究会報告書）に符合する部分になってくるんだとは思いますが、実際にはもう小学校のものも出てきている。あるいは中学校1年、2年というのもあり得るというふうにちょっと思うんですけれども、そこを限定的に3年生と言ってしまっているのかなという気がちょっとしているんですが、その辺はどうなんでしょうか。

大山局付 今おっしゃった点、確かにまだ部会で完全にその点に特化した議論をしているかという点、まだしていないというのが現状でございますけれども。今、鈴木委員から言われたように、これまでの法教育の教材の対象が中学3年生程度であるということから、ここではそのようにしております。あと私の個人的意見ということになるかもしれませんが、裁判員の資格の中に、義務教育を終了した者、あるいはそれと同程度と、こういうのがございますので、そういうことから中学3年生程度ということが考えられるんじゃないかというふうに考えております。

土井座長 いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

法律家、専門の方々などで意見交換をさせていただいてまとめていただいたものでございます。大場委員からあった趣旨・解説の意図ですが、若干最初は解説の部分だけでおつくりいただいていたものです。そうなってしまいますと、本当にその読み物状態になって、どういう内容について教えたかという内容そのものだけが並んでいるという状態だったものですから、学校の先生方にお読みいただく、あるいは教育関係の方にお読みいただくためには、こういう内容を教えないといけない趣旨は何なのか、なぜこういうことを教えないといけないのかということ自体を冒頭に置いて、その上で具体的にどういう内容が含まれていることが必要かというふうに読んでいただかないと、裁判員のパンフレットのような状態になってしまうので、協議会の趣旨としてはいかがなものかと、そういう形で分けて書いていただいたということでございます。

ぎりぎりまで御調整をいただいたこともありまして、表現等につきましては、若干まだ委員の方から十分御意見をお伺いきれていないというところもございますので、本協議会の中間まとめとしてこれをパブリック・コメントに付すということを前提に、各委員会から再度修正意見等を伺った上で、私の方で取りまとめをして、最終パブリック・コメントにかける案を確定したいという形で進めたいと思っておりますが、それでよろしゅうございますでしょうか。

どうもありがとうございます。

それでは、次回の推進協議会では、パブリック・コメントの結果を含めて、さらに教材作

成の進展状況について御報告をいただきたいと思います。また、委員の皆様にもお時間の許す限り裁判員教材作成部会の方に御参加をいただいて、さまざまな角度から御意見をお出しいただければと思います。

それでは最後に、教材改訂検討部会における検討状況について、司法法制部の内堀部付から御報告をいただきたいと思います。

それではよろしく願いいたします。

内堀部付 内堀でございます。それでは御報告を申し上げます。

これまでの法教育推進協議会におきまして、鈴木委員、あるいは教材改訂検討部会の仲村先生などから、「はじめての法教育」(法教育研究会報告書)の4つの教材でございますが、これにつきまして、協議会、あるいは法教育研究会でのねらいといったものが、各地の学校での実践では必ずしも十分理解されていないのではないかといたった御指摘がございました。

そこでこれらの御指摘を受けまして、教材改訂検討部会におきましては、教材のねらいを十分に伝えるための解説づくりに着手したところでございます。ただ、その方向性につきまして、法教育初心者への周知を目的とするものか、あるいは法教育の実践者により深く法教育の趣旨を理解してもらうということを目的とするものかといった点について、議論がございました。

協議を重ねました結果、基本的には法教育研究会報告書の理念の部分と、それから教材の部分をつなぐ解説といったものをQ & A形式を交えて作成し、法教育の実践者により深く教材の趣旨を理解してもらうことを目的として、解説を平易な文章で書くこと。これを通じまして、法教育初心者への入門の手引きとしての役割も同時に果たし得るような解説づくりといったものを目指すということになったわけでございます。

法教育研究会では、4つの教材を作成したわけでございますが、まずはそのうちのルールづくりの教材につきまして、これをモデル的にQ & Aなどを作成し、その後、他の3教材についても、順次ルールづくりのものと同様の水準、あるいは分量で資料作成していくことを予定しているところでございます。その内容につきましては、随時委員の皆様にもお諮りしながら進めてまいりたいと考えております。

教材改訂検討部会からの報告は、以上でございます。

土井座長 どうもありがとうございました。

何か御質問等はございますでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

先ほど、この推進協議会におきまして、今後学校教育におけます法教育の位置づけについて協議、進めていくことについて御了解を得ましたけれども、現在ございます4つの教材は、法教育の中核となる概念を教材化したものでもありますので、今後、教材と理念をつなぐ解説と法教育の位置づけについて検討していく、非常に重要な材料になると思います。先ほどの千葉大学の御報告にもございましたが、題材としてはやっぱりいろいろなものを使うことができるんだろうと思います。安全の問題もありますし、携帯電話の問題もあろうかと思えます。そこのところは、多分各学校の先生方が学校教育の現場において工夫されていかれるところだろうと思います。

しかし、逆に、我々として伝えていくべきことは、さまざまな教材を工夫される中で、見失ってしまってはいけないコアの部分は何なのか。一体何をさまざまなバリエーションをつけながら教えてもらっていかねばいけないのかということ、逆に明確にしていけない

といけないんだろうと。その意味では、あの4つの教材の中に込められたもののコアの部分をより鮮明に打ち出して、ほかの教材を工夫していただく上でも参考にしていく必要があるんじゃないかというふうに思っております。その意味では、教材改訂検討部会で理念と教材をつなぐものについて、より深く検討を深めていただきたいと思います。

それでは、今日は盛りだくさんということもあり、私の司会の不手際もあり、予定時間をオーバーしましたが、本日はこの程度にさせていただきたいと思っております。

次回は、一応5月ごろの開催を予定しております。日程につきましては、改めて委員の皆様から御都合を伺うことになると思っておりますので、よろしく申し上げます。

それでは、本日の議事はここまでにいたしたいと思っております。

どうもありがとうございました。

了